

## 平成27年4月1日より、 改正建設業法・改正入札契約適正化法が施行されます

### I. 経営事項審査の審査項目が追加されます

- 若手技術者・技能労働者の育成・確保の状況が審査項目に追加されます
  - ✓ 満35歳未満の技術職員が15%以上いる場合には加点対象になります
  - ✓ 満35歳未満の技術職員が審査対象年度に1%以上新たに加わった場合には加点対象になります
- 評価対象となる建設機械の種類が追加されます
  - ✓ 加点対象となる建設機械に、移動式クレーン、大型ダンプ車、モーターグレーダーが追加されます

※これらに伴い、申請様式が変更されます

### II. 入札時に入札金額の内訳書の提出が必要になります

- すべての公共工事の入札において、入札の際に、入札金額の内訳書の提出が必要となります

※詳細は各発注者にお問い合わせ下さい

### III. 施工体制台帳の作成・提出が小規模工事でも必要になります

- 公共工事については、下請契約を締結する全ての元請業者が、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となります

### <参考>改正公共工事品質確保法について

平成26年6月に「公共工事品質確保法」が改正されました。この法律により、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な確保を図るため、

- ・ 予定価格の適正な設定（歩切りの禁止等）
- ・ ダンピング対策の強化
- ・ 適正な工期設定や設計変更

などが発注者の責務として規定されました。

#### お問い合わせ先

〔Ⅰ〕→ 山梨県	県土整備部	県土整備総務課	建設業対策室	TEL:055-223-1843
〔Ⅱ〕→ 山梨県	県土整備部	県土整備総務課	契約担当	TEL:055-223-1673
〔Ⅲ〕→ 山梨県	県土整備部	技術管理課	技術基準担当	TEL:055-223-1682